



中国電力株式会社所有架空電線路を地中電線路とする場合の費用負担について

技術基準の種類:その他
通知日:昭和55年7月8日

中国電力株式会社所有架空電線路を地中電線路とする場合の費用負担について

〔 昭 55.7.8 建中一用第 136 号 〕
〔 用地部長から各事務所長鳥取港 〕

標記については、別紙のとおり中国電力株式会社と昭和55年7月7日付けで「架空電線路を支障移転に伴い地中電線路とする場合の費用負担に関する申し合せ」を行ったので、これにより処理されたく通知する。

架空電線路を支障移転に伴い地中電線路とする場合の費用負担に関する申し合せ

建設省中国地方建設局（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が施行する道路工事により支障となる乙所有の電線路の移設について、昭和43年9月25日付け「協定書」によるほか、架空電線路を地中電線路に形態を変更して移設する場合の取扱いについて、下記のとおり申し合せた。

記

（適用範囲）

1 この申し合せは、道路区域外にある架空電線路を地中電線路として道路区域内へ移転する場合に適用する。

（移転補償金の算定）

2 地中電線路工法に要する費用の甲の負担額は次式により算定するものとする。

費用負担額＝地中電線路移転工事費 × (1 - 0.1) + 既設架空電線路撤去工事費 - 既設架空電線路撤去材料価額

(1) 地中電線路移設工事費は、既設架空電線路を地中電線路にするために要する費用（仮移転工事費及び予備管路工事費1本を含む。）とし、その工事の範囲は別紙の例図に示す範囲をいうものとする。

(2) 既設架空電線路撤去材料価額は、撤去材料の庫入価格相当額とする。

（その他）

3 この申し合せに疑義が生じた場合、またはこの申し合せに定めのない事項については、その都度甲、乙協議し、解決するものとする。

この申し合せの証として、申し合せ書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。
昭和55年7月7日

甲 建設省中国地方建設局
用地部長 森口幸雄
乙 中国電力株式会社
立地推進本部
部長 北本宏樹

(別 紙)

